

## 市税証明の交付申請時には 本人確認書類のご提示をお願いします

市税証明の不正取得を防ぎ個人情報の保護を図るため、令和2年4月から交付申請者が本人であることの確認がより厳重になります。

本人確認できる書類をお持ちでない場合、証明書は交付できません。

○本人確認書類（コピーは不可）は次の中から提示してください。

・1点のみでいいもの

(例) A：運転免許証、外国人登録証、パスポート、身体障害者手帳、  
宅地建物取扱主任者証、マイナンバーカード など

・2点必要なもの（B+B、B+Cは可能、C+Cは不可）

(例) B：保険証、共済組合員証、国民年金手帳 など

C：社員証、本人名義の預金通帳・キャッシュカード・クレジッ  
トカード、本人氏名の記載がある公共料金の通知書・納付書  
(納税通知書・領収書含)、診察券 など

なお、代理人（相続人）により交付申請するときは、代理人の本人確認書類を提示していただくとともに、委任状等（相続人の場合は相続確認のできる書類）を提出してください（住宅用家屋証明、継続検査用軽自動車税納税証明、営業届出済証明を除く）。

●お問合せ先 大東市役所 課税課・納税債権課

課税課：072-870-0418 納税債権課：072-870-0422

～市民のみなさんのご理解とご協力をお願いします～